

ひと筆

一人一票訴訟と統治論



第一東京弁護士会会員

升永 英俊

Masunaga, Hidetoshi

I 私は、1978年、コロンビア大学ロースクールに留学した。日本の衆院選では公示から投票日まで最短で12日間ではないのに、米大統領選の選挙運動は、長い。私は、米国人クラスメイトになぜなのか聞いた。

彼いわく、「大統領選は、選挙という形式をとっているが、実は、共和党支援者グループと民主党支持者グループの戦争なんだ。南北戦争は、国民同士が戦って、70万人超もの死者が出た。それに懲りて、国民は、政治の意見の争いは、大統領選で過半数の得票を得たグループが、向こう4年間大統領という行政権を独占するということで解決する、と割り切っているのだ。だから、予備選を含めると2年半超もの期間、国民は、次の大統領選で過半数を得票しようと、草の根で、議論をし、選挙運動をやっている。それにしても、日本の公示から投票日までの期間が12日とは驚いた。12日で選挙運動になるのかね?」と。

私は、「選挙が、民主主義国家の心臓だ」とこの時初めて知った。感動した。

私は、たまたまこの情報を知った者として、これを他に伝える責任があると思った。この時から31年後になったが、2009年に私は、賛同してくれた弁護士らと共に、【司法の力で日本を民主主義国家にすること】の一助にしようと、一人一票訴訟を提起した。

1978年も、今も、これが私のやりたいことである。このひと筆の欄をお借りして、その進捗状況を紹介させていただきたい。文章が硬いこと、お許しください。

II ① 2009年、私は、久保利英明弁護士と共に、全国の各高裁で人口比例選挙（すなわち、一人一票）訴訟を提訴すべく、全国の有志の弁護士に参加を求め、以後今日まで、各地の有志弁護士が、一人一票訴訟に参加している。

全国の全ての一人一票訴訟に参加している弁護士は、久保利英明弁護士、伊藤真弁護士、私の3名である。

私どもは、2009～2018年の間に、国政総選挙ごとに、全国の全14の高裁・高裁支部に人口比例選挙裁判を提訴し続け（但し、2009年衆院選のみ、8の高裁・高裁支

ひと筆

部に提訴)、92の高裁判決と6の最高裁大法廷判決(すなわち、5の「違憲状態」大法廷判決と1の「留保付合憲」大法廷判決〈参院選〉)を得た。

これらの92の高裁判決とは、2の違憲無効判決、20の違憲違法判決、46の違憲状態判決、12の留保付合憲判決、12の留保無しの合憲判決である。

これらの92の高裁判決及び山口邦明弁護士ら及び金尾哲也弁護士ら提訴の高裁判決のうち、5の「違憲違法」判決及び3の「違憲無効」判決は、それぞれ、『憲法は人口比例選挙を要求している』旨判示した。

② 1962～2009年の間、『衆院選挙の一票の最大格差は、憲法上どの限度まで許容されるか』の問題は、法廷で、専ら憲法14条(法の下の平等)を巡る人権論として、国会が裁量によりさじ加減で決めた一票の価値の最大格差(例えば、最近では、衆院選で、2.1倍。参院選で、3.1倍)が、憲法14条に違反するか否かが議論され、統治論として議論されてこなかった。

学説をみても、一票の格差の合憲性の問題は、過去から今日に至るまで、14条を巡る人権論の視点から論じられており、統治論の視点から論ずる学説は存在しない。

過去5年間をみると、私の知る限りでは、一票の格差の合憲性の問題に触れた憲法学者の論稿の8のうち、1は、人権論の視点から一票の格差2倍くらいを合憲性の判断の基準とする旨記述するが、残りの7は、人権論の視点から、憲法は人口比例選挙を要求する旨論ずるにとどまり、統治論に触れていない。

しかし、『ある衆院選(小選挙区)の投票価値の最大格差が合憲か否かの問題』は、憲法14条の人権論にとどまらず、国家統治の核心中の核心たる国民(主権者)の主権(すなわち、選挙権)の内容に係る問題であるので、憲法56条2項(「両院の議事は、……出席議員の過半数でこれを決し、」)、1条(「主権の存する日本国民」)、前文第1文(「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、」)、14条に係る統治論として、正面から、合憲か否かの議論がなされるべきである。

③ 統治論は、下記のとおりである。

ここでは、一票の投票価値の不平等が憲法違反か否かを議論することを目的としているため、衆院は、比例代表議員を除いた、小選挙区議員により構成されると仮定して、議論を進める。

非人口比例選挙では、国民の半数未満(すなわち、少数)が、必ず国会議員の過半数(すなわち、多数)を選出し、かつ国民の過半数が、必ず国会議員の半数未満を選出する。

けだし、非人口比例選挙(すなわち、一人一票でない選挙)では、当選する国会議員の数が人口の数に正比例しないからである。

ひと筆

そのため、非人口比例選挙の場合、憲法56条2項の「両院の議事」の決議については、国民の半数未満から選出される「国会議員の過半数」の投票数が、国民の過半数から選出される「国会議員の半数未満」の投票数に優越して、両院の議事を決定することがあり得る。

以上のとおり、非人口比例選挙の結果によれば、国会議員の多数（過半数）の票が、国民の多数（過半数）が選出した国会議員の票と衝突した場合、国会議員の多数の投票数が、国民の多数が選出した国会議員の少数の投票数に優越する。

結局、両院の議事は、国民の多数（過半数）の意見に優先して、国会議員の多数の意見により、決し得るので、主権者は、国会議員ということになる。

このように、非人口比例選挙は、「国会議員主権国家」を意味し、「国民主権」の否定である。

よって、非人口比例選挙は、正面から、憲法1条（「主権の存する日本国民」）に違反する。非人口比例選挙では、国会決議につき、国会議員を介しての「主権者たる国民の多数決」は保証されない。

更に言えば、「主権者」たる国民（憲法1条）は、「正当に選挙された国会における代表者を通じて」（憲法前文第1文）、両院の議事を決する（憲法56条2項）という【主権者としての根源的な権原】を有する。

非人口比例選挙は、「正当（な）選挙」ではないので、この国民の【主権者としての根源的な権原】を否定する（憲法56条2項、前文第1文、1条の各違反）。

④ 2017年衆院選（以下、本件選挙）投票日当時、衆院議員の定数465人のうち、289人が小選挙区選出議員であり、176人が比例代表選出議員である。

本件選挙（小選挙区）では、一方で、全人口（125,342,377人）の44.8%（半数未満。56,183,183人）が、全衆院議員（小選挙区）289人の50.2%（過半数。145人）を選出し、他方で、全人口125,342,377人の55.2%（過半数。69,159,194人）が、全衆院議員（小選挙区）289人の49.8%（半数未満。144人）を選出した（総務省HP・平成27年人口参照）。

本件選挙（小選挙区）は、上記の各数字が示すとおり、人口比例選挙ではない。

よって、本件選挙（小選挙区）は、憲法56条2項、1条、前文第1文、14条の「人口比例選挙の要求」に違反する。

Ⅲ 平成28年、最高裁大法廷の違憲状態判決を受けて、衆院選（小選挙区）の総定数をアダムズ方式により各都道府県の人口に比例して配分する議員定数配分義務を定める改正法が成立した。

私は、賛同者と共に、人口比例選挙への流れが更に進むよう、尽力したい。

LIBERTY & JUSTICE
JAPAN FEDERATION OF BAR ASSOCIATIONS

自由と正義

2018年 12月号
vol. 69 No.12

ひと筆 一人一票訴訟と統治論……升永 英俊

特集 民法(相続法)改正について

相続法改正の背景、立法経緯等……堂園 幹一郎

遺産分割手続に関する改正

(持戻し免除の推定、仮払い制度等)……松原 正明

遺留分についての改正……増田 勝久

配偶者居住権、自筆証書遺言その他の改正……加藤 祐司

寄稿 仮想通貨取引のリスク……中島 真志